

## 医療法人睦会ムツミ病院 デイサービス運営規程

(事業の目的)

### 第1条

医療法人睦会ムツミ病院が開設する指定通所介護事業所及び第1号通所事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態（以下「要介護者等」という。）にある高齢者に対し、入浴、食事の提供その他日常生活上の世話（支援）や機能訓練等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

1. 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の向上を重視した在宅介護が継続できるよう支援する。
2. 要介護状態等となっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることにつとめる。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、ニーズに応じた総合的なサービスの提供につとめるものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	医療法人睦会ムツミ病院 デイサービス
所在地	京都府亀岡市下矢田町君塚 8 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ・管理者 1名

管理者は事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行なうものとする。

- ・生活相談員 1名以上  
利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活を行なうのに必要な援助を行なう。
- ・看護職員 1名以上  
利用者の病状、心身の状況及び日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。利用者又はその家族に対し、介護の観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように、指導または説明を行なう。
- ・介護職員 5名以上  
デイサービス利用中の要介護者等の入浴、食事、排泄等がスムーズに行なえるように介助（支援）する。それぞれの利用者について、通所介護計画に従ってサービスを実施し、特に、認知症高齢者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供を行なう。また、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記録する。
- ・機能訓練指導員 1名以上  
利用者に対して、日常生活やレクリエーション、行事を通じて機能訓練を実施する。

（営業日及び営業時間）

#### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日： 月曜日から土曜日まで（祝日も含む）とする。ただし、4月29日、8月14日、8月15日、および12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間： 午前9時00分から午後4時00分までとする。

（指定通所介護及び第1号通所事業の利用定員）

#### 第6条

指定通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

通所介護及び第1号通所事業・・・1日 25名（1単位＝25名）まで。

（指定通所介護及び第1号通所事業の内容）

#### 第7条

指定通所介護及び第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害等の観察
2. 日常生活を営むのに必要な機能の訓練
3. 食事にかかるサービスの実施
4. 排泄等の身の回りの世話（支援）
5. 認知症状への対応

## 6. 入浴にかかるサービスの実施

(利用料及びその他の費用の額)

### 第8条

1. 通所介護事業及び第1号通所事業の提供にかかる利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割または3割）の支払いを受けるものとする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう自動車による指定通所介護及び第1号通所事業の送迎に要した交通費等その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行ない同意を得たものに限り、徴収する。
3. 食費（食材料費及び調理に係る費用を基本とする）については、全額を利用者又はその家族から徴収する。
4. 作品制作に関わる材料費については希望する利用者又はその家族に徴収する。
5. 事業者は2及び3に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
6. その他の利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は管理者と協議の上、分割納付の手続きを行なう場合がある。

(通常の事業の実施地域)

### 第9条

通常の事業の実施地域は、亀岡市とする。

(緊急時等の対応方法)

### 第10条

従業者は、通所介護及び第1号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかにあらかじめ定めた緊急連絡先及び主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

### 第11条

通所介護事業及び第1号通所事業のサービス利用に当たっては、次の点に留意する。

1. 利用者は施設の規律を守り、政治活動や宗教活動、その他迷惑となる行為をしてはならない。
2. 利用者は、事業所内に危険物を持ち込んで서는ならない。

3. 利用者が外出するときはあらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
4. 利用者の所持金その他貴重品については自己管理を原則とする。

(非常災害対策)

第12条

事業の実施に当たって非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えることとする。

1. 消防計画に関しては、防火管理者を置き、その者が立てた消防計画に基づいて消防業務を実施する。
2. 定期的に避難・救出訓練を実施し対策の万全を期する。

(事故発生時の対応)

第13条

1. 通所介護及び第1号通所事業の提供により事業者は、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な処置を講じなければならない。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
3. 事業者は、利用者に対する通所介護及び第1号通所事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

(地域との連携)

第14条

事業者は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条

1. 事業者は、入所者の虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じなければならない。
  - ①虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る事。
  - ②虐待の防止の為の指針を整備する事。
  - ③上記措置を適切に実施する為の担当者を置く事。
  - ④従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する事

2. 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

1. 事業者は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上をはかるため、研究、研修の
2. 機会を設け、また、業務体制を整備する。
3. あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得ること。
4. 正当な理由なくサービスの提供を拒むことはないが、利用定員を超えての申し込みや、当該事業所の事業実施地域等を勘案して自ら適切なサービス提供が困難であると認めた場合など、サービス提供を断らざるを得ない場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡を行ない、適切なサービス事業者を紹介するよう努める。
5. 被保険者証により受給資格、要介護認定等の有効期間を確認する。
6. サービス提供に際しては、居宅介護支援事業者その他保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
7. サービス終了に際しては、利用者等に適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
8. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
9. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
10. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人睦会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年12月27日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年12月16日から施行する。

この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成15年11月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年 5月 21日から施行する。  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 10月 11日から施行する。  
この規程は、平成22年 1月 15日から施行する。  
この規程は、平成23年 12月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 7月 1日から施行する。